

平成 21 年 3 月 16 日

各位

東京都公立中学校 P T A 協議会  
会 長 野 口 和 正

平成 20 年 11 月 11 日(火)、都庁第 2 庁舎会議室にて要望事項の回答についての会議が開催されました。内容によって担当する部署の係長・主事の参加を得て、口頭による考え方の説明や回答がありました。内容に沿ってまとめましたのでお知らせします。

## 東京都教育委員会への要望と回答

### 1 教育環境の確保について

昨年度に本協議会が実施したアンケート調査からも、中学校の教育活動において人的配置や施設・設備の整備状況に地域間での差が生じていることが顕著に表れました。このような教育現場における学校間格差について都教委はどのようにしようとしているのか教えてください。都内のどこの地区で学ぼうと、子ども達への不利益にならない状況・学習環境を作っていくことが重要と考えます。

#### 1. 学級編制の柔軟な対応について

少人数学級の導入が今の教育諸問題を解決する唯一の方法とは思いませんが、物理的に教員の目配りする人数が減り、一人一人への指導が充実すると考えられています。区によっては独自予算を組み、教員を配置し、国の基準よりも少ない人数の学級規模（いわゆる少人数学級）での学校運営がなされているところもありますが、教育の機会均等の考え方からしても矛盾のあるところと考えます。また学校によっては学校長の判断で、教員をやりくりし、少人数学級を実施している学校もあるようです。柔軟な学級編制ができるように、都の制度とすることを要望いたします。

【回答】 学級規模に関して、東京都教育委員会としては、生活集団としての教育効果を考えた場合、児童・生徒が集団の中で、互いに切磋琢磨し、社会的適応能力を育むため、学級には一定規模が必要であると考えています。さらに、基礎学力の向上に配慮して、きめ細かな指導を行っていくためには、教科等に特性に応じた多様な集団を編成できる少人数指導が有効であると考えており、今後も引き続きその充実に努めていきます。

#### 2. 副担任制度の常設と教育現場における教員の長期不在の解消について

最近、担任をもつ教員の長期不在が、P T A で話題となっています。すでに副担任制を導入している一部の学校では、担任の長期不在が発生した場合、「生徒の日常」を注視している副担任がいることから、不安な状況になることはない聞いております。特に「進路選択期」に担任が不在になる場合に、保護者・生徒の間に大きな不安が生じているのが現状です。教員(特に担任)の長期不在に対する方策の一つとも考えられますが、各学校での対応が様々では子ども達への学習環境の提供に差が生じてしまいます。どの学級も副担任がいるように、制度の常設を要望いたします。

【回答】 副担任は、校長判断で設置しています。担任が不在の場合、副担任が引き継ぎ学級運営を図ることはもちろんのことであり、生徒や保護者に不安が生じないように配慮していかねばなりません。各学校で対応していくものと考えています。

### 3. 栄養教諭の積極的導入について

栄養教諭は、子ども達に対する「食に関する指導」と「学校給食の管理」を一体的に行う、とお聞きしていますが、学校給食に関しては完全学校給食を実施していない地区もあり、従来行われている学校栄養職員による様々な食の情報発信を生徒・保護者に行えていない学校もあります。健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を身につけることはすべての学校の子ども達に必要なことです。家庭への働きかけや学級担任、教科担任と連携しての食育を推進していく上で、また昨今の食の安全について取りざたされている社会情勢から地域との連携も含め、栄養教諭の重要性は高まっています。教育現場での活動の実践を含めた研修を実施し、すべての地区、学校に導入となるよう、お願いいたします。

【回答】 将来にわたり健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し実践していく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を身につけることは、まさに食育の目標といえます。都教育委員会では平成 18 年 3 月に「公立学校における食育に関する検討委員会」を設置しました。検討の結果、学校給食の実施の有無にかかわらず食育を教育活動全体で取り組むためには、組織的に対応することが必要であると考え、全公立学校に食育推進チームを編成し、その中核的な役割を担う食育リーダーを選任することとして、区市町村教育委員会にも全校で食育リーダーを選任するようお願いしています。平成 20 年度に「食育推進モデル地区」を設置し、4 区市に栄養教諭を配置しました。都における栄養教諭導入のねらいの一つに、「地区内食育リーダーへの支援」が掲げられ、4 区市の栄養教諭は、食に関する指導に係る教材・指導法の提供や授業公開、食育に関する研修会講師、地区内食育リーダー及び教員に対する助言等を行っています。

平成 20 年 5 月に策定した東京都教育ビジョンでは、平成 24 年度までに区市へ栄養教諭を計画的に配置するとしています。

【質問】 20 年度食育推進モデル地区はどこですか。

食育リーダーは誰がなるのですか。

【回答】 モデル地区として、杉並区、豊島区、練馬区、町田市で行っています。

食育リーダーは給食の有無にかかわらず、各学校で選任することとしています。食育リーダーは栄養教諭・栄養職員がなることが望ましいですが、不在の学校もあり、養護教諭、家庭科教諭、保健主任、給食主任が選任されている場合もあります。栄養教諭は地区内の各学校の食育リーダーを支援することになります。

### 4. 学校図書館の充実について

学校図書館は読書支援、学習支援、教科支援と大きな働きがあります。学校図書館活用にあたっては図書館支援ボランティアが活用されている学校も多く、学校司書や学校図書館事務臨時職員を配置している地区もありますが地域間の格差が大きいため、都に学校図書館の最低基準作成を要望します。その実施にあたっては専任が重要となると考えられます。

全校各 1 名の専任の司書教諭の配置をお願いします。また現状で配置されている司書教諭に対する授業時数の軽減には一層の努力をお願いいたします。

また学校図書館の活用や整備について、市区町村に対しても積極的に働きかけをお願いいたします。

【回答】 区市町村立小中学校の学校図書館の活用や整備については、国の学校図書館図書整備5ヵ年計画（平成19年度から平成23年度）や地方財政措置を踏まえて、設置者である区市町村教育委員会が判断していくものと考えています。また学校図書館の基準に関しては、各区市町村教育委員会における学校図書館の活用、整備に対する方針等に基づき、運営の充実が図られるべきものと考えますので、東京都教育委員会としては一律的な基準を示していく考えはありません。

司書教諭は、学校図書館法第5条第2項において、「教諭をもって充てる」とされ、都教育委員会では、司書教諭の資格を有する教諭が担当する校務分掌と位置付けています。学校図書館の利用指導については、司書教諭を中心とした学校の全教職員の協力体制のもとで行われると考えており、専任の司書教諭の配置は、都の厳しい財政状況からも困難な状況です。また司書教諭に対する持ち時数等の負担軽減措置については、これまでも中学校において、12学級以上校の司書教諭に対し、2時間の軽減措置を行っているところですが、都の財政状況等からこれ以上の時数軽減は困難です。司書教諭の軽減措置に伴う講師時数の配当は、これまでどおり対応していきます。

## 2 部活動の現状について

- ① 中学校において部活動は、学校教育活動の一つとされています。18年度に検討された「部活動基本問題検討委員会」を経て、顧問ハンドブックなども作成されていますが、成果はどのように出ているのでしょうか。都立学校における部活動指導に携わっている教員の現状については中学生の保護者ではわかりにくく、資料を示して教えてください。

【回答】 制度的な面については、週休日の部活動指導というのが勤務日となりました。部活動指導は教員の職務であるということを明記して制度的に保障しています。

具体的な成果では、人事考課制度、業績評価とも絡み、はっきり数値で表せませんが、部活動に熱心に取り組むようになってきました。

- ② 生徒や保護者は、部活動を学校の特色としてとらえている面がありますが、教員の異動などにより部活動の継続が担保されていないのが現状と考えます。昨年度に「中学校の設置管理者は地区教委となっている」との回答がありましたが、今後の部活動の運営、存続など都としてどのようにしたいと思っているのか、実例を挙げてお教えてください。

都内区立中学校での部活動指導・運営は、地区によつての格差も大きく、その均一化を図っていただくようお願いいたします。

【回答】 都としては、部活動については一層推進していきたいと考えています。

休部、廃部問題というのがあります。都内の中学校で例年300の部活で休部、廃部がでていますが、休部、廃部をなんとか防止していきたいと思っています。部活動指導・運営は、地区によって違うという指摘については、まさに区市町村の取り組みには大きな違いがあると認識しています。具体的には東京都は都立学校の管理運営規則を一部改正してすべての学校が部活動について一生懸命やるようにと決まりを作りました。区市町村立学校の管理運営はそれぞれの教育委員会が所管していますが、都と同様に決めた区市町村は約3分の1程度という状況です。

【質問】 学校選択性があり、学校の特色として部活動がホームページに載っていた。入学してみたら先生が異動で部活がなくなっていた。特色と部活動がリンクしていない。

【回答】 先生が異動するのは規則であるので仕方ありませんが、いきなり廃部とならないよう、

存続する為にはどうするのか、ということをお学校に考えてもらいたいと思っています。学校にも事情がありますが、学校と保護者、地域の方、地域のスポーツの指導者の方とかを含めてなんとか考えてやってもらいたい。部活は指導する先生に頼っているところがあります。異動になって指導者不在になってしまう問題を何とかしたいと、制度上で保障ができないかと、考えています。

③ 勤務日における部活動指導についての手当はどのようになっているのでしょうか。

【回答】 東京都では、部活動指導を教育活動の一環として位置付けており、部活動の指導業務を校務として分掌させることができるとしています。したがって、勤務日に行われる部活動指導は教員の本務であり、手当の支給はございません。ただし、週休日または休日に行われる部活動指導については、その勤務の特殊性により、部活動指導を4時間以上行った場合につき、日額1,600円の手当を「教員特殊業務手当」として支給しています。

④ 土曜日・日曜日の部活動指導について

【回答】 土曜日・日曜日の部活動指導については、顧問教諭等に係る負担が大きいこと、勤務時間の振替が困難である場合があることなどの課題は認識しています。このため、国準拠であった部活動指導に係る業務に対する手当の額1,200円(4時間以上従事)を改正し、19年度から1,600円に増額しています。また現在、国で教職員の給与のあり方についての検討が進められていますので、これらの動向もふまえて、今後都として給与制度を構築していきたいと考えています。また部活動指導に対する教員の処遇についても前向きに検討していきたいと考えています。中学校の設置管理者は地教委となっており、中学生については広域的な観点から共通する部分は都と同じに、とお願いをしています。

### 3 配慮の必要な生徒への対応について

#### 1. スクールカウンセラーについて

都内全中学校にスクールカウンセラーが配置され、生徒や保護者の相談活動を効果的に行うことや教員の心理的負担軽減からも、その存在は大きいものです。文部科学省での設置基準は承知していますが都独自での増員と配置時数の増加をお願いいたします。

【回答】 東京都では平成15年度からすべての公立中学校にスクールカウンセラーを配置しています。都独自での増員や配置時数の増加につきましては、現状では困難な状況です。引き続き、現在の国の基準である週1日勤務のサイクルを生かしながらスクールカウンセラーから教員が専門的な助言を受け、教員自らカウンセリングマインドを重視した相談や指導を行うことで学校全体の相談機能の向上を図っていきます。

#### 2. 特別支援教育について

不登校対策、いじめへの対応、特別支援教育と各学校に様々な課題がありますが、様々な障害のある子ども達への対応について、体制作りや支援員の配置に学校間や地域間の格差が生じることの無いよう、各市区教育委員会へ積極的に働きかけをお願いします。また、通常学級の軽度発達障害の子ども達への対応にあたっている人達の水準を一定にするために研修の実施をお願いいたします。

【回答】 特別支援教育の推進に関しては、各市区町村の特別教育担当指導主事の連絡協議会にお

いて様々な伝達を行っています。各市区町村教育委員会に対し、特別支援教育の体制整備に関する調査を行い、状態を把握するとともに、要請に応じて都の指導主事等派遣し、教育委員会や学校に対して、特別支援教育の推進に関して助言を行っています。特別支援教育にかかわる研修については、東京都教育研修センターや各市区町村において様々な研修が実施されています。教育庁指導部では、幼稚園、小学校、中学校、高校の教員を対象にした「特別支援教育の理解と充実に関する説明会」を年2回（今年度は5月・6月）、「発達障害の理解と支援に関する講習会」を年2回（今年度は8月・1月）、「個別的教育支援計画講習会」（11月）を実施しています。各回とも500名ほどの参加があります。東京都教育委員会では毎年発達障害等の理解推進や特別支援教育にかかるリーフレットを作成し公立学校の全教員に配布をしています。

今年3月には特別支援教育の視点に基づいた通常の学級における授業改善のアイデアなどを特集した「特別な支援を必要としている児童・生徒のために」というリーフレットを配布し教員の研修に活用しています。

今後も、特別支援教育をさらに推進させていくよう様々な努力を行ってまいります。

### 3. 適応指導教室について

現在、不登校の子どもに対して適応指導教室があります。学校復帰に向けた指導・支援を行う教育支援センターですが、不登校の理由が様々であるのに一人一人に即した指導が充分とはいえません。生徒への対応について、都で把握している現状を教えてください。

【回答】 適応指導教室は不登校児童・生徒等の対応や指導を行うために、区市町村教育委員会が設置し運営しています。適応指導教室の状況等については、東京都教育相談センターで調査をしており、それによると、指導者1人あたりの児童・生徒数は、3.9人と個に応じた指導をおこなう体制はとれているものと考えています。

## 4 中高一貫校の設置について

- ① 都の中高一貫校への取り組みについて、計画に基づき既設の中高一貫校に加え、何校かの設置が予定されています。地区によっては、小中一貫校を推進しています。が、保護者において二つの一貫学校の狙い、違いが理解できる状況にあるとは思えません。都における設置の意義をお知らせください。

【回答】 中等教育の多様化や生徒一人一人の個性をより重視する観点から、学校教育法改正、都民の意識調査の結果を踏まえています。

平成14年10月に策定した「都立高校改革推進計画・新たな実施計画」において、平成22年度までに合計で10校の中高一貫教育校を設置することとしました。

都立中高一貫教育校設置のねらいとして

- 6年間の一貫した教養教育を行うことで、子どもの総合的な学力を培うとともに、一人一人の個性と創造性を伸ばす。
- 使命感・倫理観、社会貢献の心、日本人としてのアイデンティティなど社会的な役割についての認識を深め、将来の日本を担う資質を育てる。
- このような教育を行う中で、社会の様々な場面・分野において人々の信頼を得て、リーダーと成り得る人材を育成する。

生徒や保護者の皆さんにそれぞれの都立学校の特色を理解していただけるよう、適切な周知に継続して取り組んでいきます。

② 各地区における教育の中で、従来からの三年制の中学校の今後については、どの様にお考えでしょうか。

【回答】 学校教育法第 47 条において中学校の就業年数は 3 年と定められており、現行の三年制の中学校については国が今後も継続していくものと都は認識しています。

③ 公立学校の中学校受験という状況が生まれ、従来からある中学校生徒の上級学校進学に際し、都立高校募集の人数の減少が起きて、学力・成長に則した学校選択の選択幅が狭まることとなります。その中での私立高校選択に対する対策はどのようにお考えですか。

【回答】 ・都立中高一貫教育校では、学校教育法施行規則に基づき、学力検査を行わず、適性検査を行っています。適性検査では、各校の特色に照らし、学ぶ意欲や課題発見・解決能力等、中高一貫教育校で求められる適性をみます。

・東京都教育委員会では、都民に信頼される魅力ある都立高校の実現を目指し、都立高校改革を進めています。総合学科高校や産業高校など新しいタイプの学校を設置するほか、進学指導重点校、進学指導特別推進校の指定などにより進学実績の向上を図るなど、既存校の特色化を進めています。

・学区の撤廃や受検機会の複数化など、生徒の多様な期待に応えられるよう入学者選抜における特色化も行ってきました。

・都立高校の生徒募集に関しては、一人でも多くの学ぶ意欲と熱意のある生徒を高校に受け入れるため、毎年度、都内公立中学校 3 年生の人数をもとに、東京都教育委員会と私立学校の団体とが都立高校と私立高校の生徒受入数について協議しています。この協議で合意した人数に基づき、東京都教育委員会は各都立学校の募集人員を具体的に定めています。各地域の公立中学校 3 年生の人数等を考慮して都立高校の募集人数を適宜定めることによって、都立高校へ進学を希望される生徒、保護者の要望にお応えすることが可能であると考えています。

## 5 学校の施設・設備について

### 1. 校舎の耐震化推進の働きかけについて

未だ耐震調査が行われていない学校が多数あるとの報道があります。都内未実施校の早急な調査と強度不足判明時の早期耐震補強工事の実現に向けて、各地区教委へ積極的に指導・支援をお願いいたします。平成 20 年度、文部科学省では、より危険性の高い建物から優先的に耐震化対策を進めるとして、昨年度の倍額近くの概算要求をしています。公立学校施設の耐震化については耐震補強では、1/2 から 2/3 へ、改築では 1/3 から 1/2 と、国庫補助率を上げる支援措置を講じるとしてしています。その制度の利用状況、実施状況を教えてください。

【回答】 本年 6 月、地震防災対策特別措置法が改正され、国庫補助率が嵩上げされました。都では、区市町村の状況をきめ細かく把握し、国の緊急対策に加えて耐震化の前倒しが図られるよう、独自の支援策を既に実施しています。

### 2. 空調設備について

各空調機器等については全教室への設置を希望します。校舎の設置者は各地区教委であり、それぞれの P T A 連合会では設置に向けて働きかけを行っているところですが、特に改築にあたっては、都よりエアコンの設置を積極的に申し入れくださるよう、お願いいたします。

(全教室へのエアコン設置がなされている地区もあります)

【回答】 空調機器の設置については、平成 15 年度に国庫補助制度の改正が行われ、従来の空調設置に加えて、新增改築や全面改造に伴う普通教室等への空調設置についても補助対象とされました。また平成 19 年度からは普通教室への空調設備整備が単独でも、安全・安心な学校づくり交付金の対象とされています。

### 3. 校庭の緑化推進について

昨年度、校庭の芝生化に向けて補助金制度ができたとお聞きし、緑化推進が計られています  
が、その制度利用も含めた現状を教えてください。

【回答】 東京都では、ヒートアイランド対策及び緑化対策、環境学習効果や地域のコミュニティ形成などに資するものとして、東京都内の公立学校及び中学校の屋外運動場の芝生化を推進しています。この取組を都内各地の学校に広げるため、環境局では学校の屋外運動場の芝生化等に必要となる整備工事等に係る経費の一部を交付するための「東京都公立学校運動場芝生化事業補助金交付要綱」を定め、校庭の芝生化の推進を図っています。

(1) 補助金の交付対象となる事業としては、

- ・ 都内公立小中学校の屋外運動場の全部又は一部を芝生化する事業で、芝生化する面積が 250 m<sup>2</sup>以上の事業であること。
- ・ 芝生化と併せて、建物（校舎、屋上運動場）、壁面の緑化、利用されている校舎屋上の芝生化を実施する場合は、その事業を含めることができる。

(2) 事業期間は

- ・ 平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで（事業期間は延長する予定）

(3) 補助金の額

- ・ 補助対象経費の 2 分の 1 の額。ただし補助対象事業終了後、芝生の維持管理を児童保護者地域住民等との協働で実施する仕組みを構築する場合については、補助対象経費の全額となる。なお、補助金等の詳細については、担当所管局である環境局自然環境部緑環境課に問い合わせしてください。

平成 19 年度の実績としては、都内の公立小中学校の 78 校（内訳：小学校 65 校、中学 13 校）で校庭の芝生化の取組が行われました。

都教委への要望は次年度予算要望や施策に何とか組み込んでもらおうと、子どもが在籍している親の立場から要求しています。日々進んでいる学校教育の中では保護者が一番情報のない状況となっていますので、都教委の考え方や対応を問うことも目的の一つと考えています。学校への応援、支援の立場から保護者としての意見を主張していく部分もあります。回答が想像できることでも保護者の主張として何度でも要望しています。